

○「ぐんぎん積立投信」取扱規定 新旧対比表

変更前	変更後
<p>第2条(定時定額購入サービス)</p> <p>「定時定額購入サービス」とは、毎月、お客さまが指定する振替日(以下、「指定振替日」といいます。)に、お客さまが指定する金額(以下、「払込金」といいます。)を証券振替決済口座の指定預金口座(以下、「指定預金口座」といいます。)から引落とし、お客さまが指定する投資信託を買付する取引をいいます。～以下変更無しのため省略～</p> <p>第6条(本サービスの変更の申込)</p> <p>(新設)</p> <p>(1)本サービスの変更の申込は、当行所定の手続きによるものとします。</p> <p>(2)変更日は、お客さまが当行へ<u>変更を申込んだ日(以下、「変更申込日」といいます。)</u>に従い次のとおりとなります。</p> <p>A.変更申込日^日が、指定振替日の2営業日前までの場合</p> <p>・・・変更申込日^日の直後に到来する指定振替日</p> <p>B.変更申込日^日が、指定振替日の前営業日の場合</p> <p>・・・変更申込日^日の直後に到来する指定振替日の次の指定振替日</p> <p>C.変更申込日^日が、指定振替日当日の場合</p> <p>・・・変更申込日^日当日である指定振替日の次の指定振替日</p> <p>(3)前各項に関わらず、指定銘柄および指定振替日の変更はできません。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条(定時定額購入サービス)</p> <p>「定時定額購入サービス」とは、毎月、お客さまが指定する振替日(以下、「指定振替日」といいます。<u>なお、一部のサービス、チャネル等においては「積立日」と表示する場合があります。</u>)に、お客さまが指定する金額(以下、「払込金」といいます。)を証券振替決済口座の指定預金口座(以下、「指定預金口座」といいます。)から引落とし、お客さまが指定する投資信託を買付する取引をいいます。</p> <p>第6条(本サービスの変更の申込)</p> <p><u>1.対面及びインターネットバンキングでの手続き</u></p> <p>(1)本サービスの変更申込は、当行所定の手続きによるものとします。</p> <p>(2)変更日は、お客さまが当行へ<u>変更申込を行った時期により</u>次のとおりとなります。</p> <p>A.変更申込が、指定振替日の2営業日前までの場合</p> <p>・・・変更申込の直後に到来する指定振替日</p> <p>B.変更申込が、指定振替日の前営業日の場合</p> <p>・・・変更申込の直後に到来する指定振替日の次の指定振替日</p> <p>C.変更申込が、指定振替日当日の場合</p> <p>・・・変更申込<u>を行った</u>当日である指定振替日の次の指定振替日</p> <p>(3)同左</p> <p><u>2.ぐんぎんアプリでの手続き</u></p> <p>(1)本サービスの変更申込は、当行所定の手続きによるものとします。</p> <p>(2)変更日は、<u>変更申込の時期により</u>次のとおりとなります。<u>なお、ぐんぎんアプリでは、指定振替日の2営業日前の20時より後、指定振替日の20時までの間、変更申込ができません。</u></p> <p><u>A.変更申込が、指定振替日の2営業日前の20時までの場合</u></p>

第7条(本サービスの解約の申込)

1.対面での手続き

- (1)本サービスの解約の申込は、当行所定の手続きによるものとします。
- (2)お客さまが当行へ解約を申込んだ日(以下、「解約申込日」といいます。)に本サービスは解約となり買付は終了し、以後の買付は行いません。
- (3)上の(1)(2)にかかわらず、指定振替日の前営業日および指定振替日当日における解約の申込みおよび解約はできません。

2.インターネットバンキングでの手続き

- (1)本サービスの解約の申込は、当行所定の手続きによるものとします。
- (2)解約の申込みによる買付の終了は、お客さまがインターネットバンキングにより解約を申込んだ日(以下、「解約申込日」といいます。)により、次のとおりとなります。

A.解約申込日且が、指定振替日の2営業日前までの場合

- ・・・解約申込日且に解約となり買付は終了し、以後の買付は行いません。
ただし、初回の指定振替日が未到来の場合は、初回の指定振替日を最終振替日として払込金を引落とし、指定銘柄を買付けることにより買付は終了します。

B.解約申込日且が、指定振替日の前営業日の場合

- ・・・解約申込日且の直後に到来する指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません

C.解約申込日且が、指定振替日当日の場合

- ・・・解約申込日且当日である指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません。

・・・変更申込の直後に到来する指定振替日

B.変更申込が、指定振替日当日の20時より後の場合

・・・変更申込を行った当日である指定振替日の次の指定振替日

(3)前各項に関わらず、指定銘柄および指定振替日の変更はできません。

第7条(本サービスの解約の申込)

1.対面での手続き

- (1)本サービスの解約申込は、当行所定の手続きによるものとします。
- (2)お客さまが当行へ解約申込を行った日に本サービスは解約となり買付は終了し、以後の買付は行いません。
- (3)前記(1)(2)に関わらず、(以下変更無し)

2.インターネットバンキングでの手続き

- (1)本サービスの解約申込は、当行所定の手続きによるものとします。
- (2)解約申込による買付の終了は、解約申込の時期により、次のとおりとなります。

A.解約申込が、指定振替日の2営業日前までの場合

- ・・・解約申込を行った日に解約となり買付は終了し以後の買付は行いません。
ただし、初回の指定振替日が未到来の場合は、初回の指定振替日を最終振替日として払込金を引落とし、指定銘柄を買付けることにより買付は終了します。

B.解約申込が、指定振替日の前営業日の場合

- ・・・解約申込の直後に到来する指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません

C.解約申込が、指定振替日当日の場合

- ・・・解約申込を行った当日である指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません。

(新設)

第9条(買付時期および払込金)

(1)省略

(2)前記(1)の買付にあてる払込金は、1指定銘柄につき1千円以上、1千円単位とします。

3.ぐんぎんアプリでの手続き

(1)本サービスの解約申込は、当行所定の手続きによるものとします。

(2)解約申込による買付の終了は、解約申込の時期により、次のとおりとなります。なお、ぐんぎんアプリでは、指定振替日の2営業日前の20時より後、指定振替日の20時まで間、解約申込ができません。

A.解約申込が、指定振替日の2営業日前までの場合

……解約申込を行った日に解約となり買付は終了し以後の買付は行いません。

B.解約申込が、指定振替日の20時より後の場合

……解約申込を行った当日の指定振替日に買付を行った後に解約となり、買付は終了します。以後の買付は行いません

第9条(買付時期および払込金)

(2)前記(1)の買付にあてる払込金は、1指定銘柄あたり店頭及びインターネットバンキングでは1千円以上1千円単位、ぐんぎんアプリでは1千円以上1円単位とします。